

見積書提出依頼

平成29年4月19日

件名	那覇港水質監視調査業務
仕様書	別添仕様書のとおり
履行期限	契約締結の翌日から平成29年 5月31日まで
履行場所	別添仕様書のとおり
見積書提出期限	平成29年 4月26日(水) 13時30分
担当者	沖縄総合事務局 那覇港湾・空港整備事務所 品質管理課 契約審査係 津波 e-mail : tsuha216-takeshi@ogb.cao.go.jp TEL 098-867-3710(内線238) FAX 098-860-8453
	<ol style="list-style-type: none">1 別添『オープンカウンター方式試行要領』を熟読のうえ、見積書を提出して下さい。2 見積書のあて名は、下記のとおり記載して下さい。 分任支出負担行為担当官 沖縄総合事務局 那覇港湾・空港整備事務所長 坂井 功3 見積書の件名は、上記の件名と合わせて下さい。4 見積書には代表者名を記載し、代表者印を押印して下さい。5 見積書のフォームの指定はございませんので、御社の見積書フォームでご提出願います。6 見積書は別添仕様書に基づき金額を記載して下さい。 最後に消費税(端数切捨)を記載し、その額を加えて見積額として下さい。7 見積結果は、見積書提出期限日に決定者へのみ電話にてお知らせ致します。8 支払いは完了検査後、適法な請求書を受理してから30日以内に行います。9 仕様書等に関する質問等は、上記担当者までE-mail又はファクシミリにて願います。

【参考】オープンカウンター方式の対象案件

- ・予定価格250万円以下の工事又は製造
- ・予定価格160万円以下の財産の買入
- ・予定価格 50万円以下の財産の売払
- ・予定価格100万円以下の役務

平成29年度

那覇港水質監視調査業務

特記仕様書

平成29年4月

沖縄総合事務局

那覇港湾・空港整備事務所

1. 工事概要

本業務は、海上工事により発生が懸念される濁りを監視するために水質調査及び浚渫工事箇所における試験土砂採取と土質試験及び環境分析を実施するものである。

2. 調査場所

那覇港港湾区域内（別添図参照）

3. 履行期間

契約締結日の翌日から平成29年5月31日までとする。

なお、履行期間中における日曜日、祝日及び全土曜日は、休日として設定している。

4. 調査用基準

基準面：那覇港検潮所基準面上（+）1.34mを零位とする。

基準点：別添図による。

5. 調査内容

業務名称	業務内容	単位	数量	参考数量	摘要	
【岸壁（-13.0m）築造 工事】	測定	濁度	地点	1	1地点×2回（上げ潮・下げ潮）	上層・中層・下層（3層）
	採水	SS	地点	4	4地点×1回	中層（1層） ・St.A～St.D
	分析試験	SS	検体	4		
	業務完成図書		式	1		

6. 支給材料及び貸与物件（提供資料）

平成28年度 那覇港水質監視調査業務 報告書 一式

※その他必要と判断されるもので、監督職員が貸与を認めるもの

7. 業務仕様

7-1 総則

(1) 本特記仕様書に定めのない事項については、「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書」（国土交通省港湾局 平成29年3月）の定めによるものとする。

なお、設計図書公表後、共通仕様書の改訂により実施内容に変更が生じた場合は、監督職員と別途協議し実施するものとする。

(2) 「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書」に定める調査職員は監督職員に、管理技術者は主任技術者（監理技術者）にそれぞれ読み替えるものとする。

7-2 水質監視調査

(1) 測定地点は別添図に示すとおりとするが、詳細な位置については監督職員の承諾を得なければならない。

(2) 測定は、(1)で定める測定地点とし、濁度測定については、1地点当りの上げ潮時及び下げ潮時の合計2回で、3層（上層・中層・下層）の濁度を測定する。SS測定については、1地点当

り1層（中層）の採水を行いSS（浮遊物質）を測定する。測定に用いる機器は事前に監督職員の承諾を得るものとし、採水に当っては、周囲の水を乱さないよう所定の水深から採水しなければならない。

- (3) 詳細な測定日時の決定については、監督職員と協議しなければならない。
- (4) 調査に使用する船舶の誘導及び海上測位の方法については、監督職員の承諾を得なければならない。
- (5) 観測結果の整理及び解析は、下記のとおりとする。
 - 1) 試験結果には、必ず試料の保存状態及び採水から分析までの経過を付記しなければならない。
 - 2) 関連資料として、採水前日及び当日の天候気温、風速、波高、採水日の雲量、潮汐状況、位置出しの方法、位置、採水地点の水深、試料の臭気の有無、試料の外観（懸濁物質、色調）前処理の方法、工事及び汚濁負荷源の状況の記録を収集し整理しなければならない。
 - 3) 測定の方法により整理できない項目等がある場合は、代替えとなる整理・解析項目について監督職員と協議しなければならない。
- (6) 工事の進捗状況等により測定時期及び測定回数を変更する場合があるので、その際は監督職員の指示に従わなければならない。

8. 成果物

8-1 成果物

業務完成図書の取りまとめ方法及び添付する資料については、監督職員と別途協議しなければならない。

8-2 業務完成図書

本業務における業務完成図書は、電子納品によるものとする。

- (1) 電子納品とは、特記仕様書、図面、業務計画書、報告書、納品図面、管理写真、測定データ等全ての最終成果（以下「業務完成図書」という。）を「土木設計業務等の電子納品要領（案）」（以下「要領」という。）に示されたファイルフォーマットに基づいて電子データで作成し、納品するものである。なお、電子化の対象書類及び書面における署名又は押印の取り扱いについては、監督職員と別途協議のうえ、決定する。また、電子納品の運用にあたっては、「地方整備局（港湾空港関係）の事業における電子等納品運用ガイドライン【資料編】」及び「地方整備局（港湾空港関係）の事業における電子等納品運用ガイドライン（案）【業務編】」を参考にする。
- (2) 「業務完成図書」は、「要領」に基づいて作成した電子データを電子媒体（CD-R）で2部提出しなければならない。なお、「要領」に記載がない項目の電子化及びDVD-Rの提出については、監督職員と協議のうえ、決定する。
- (3) 「紙」による報告書は、製本1部とし、図面については、原図1式を提出しなければならない。なお、報告書製本の体裁は、黒表紙金文字製本のA4判とし、図面は、縮小A3判折込を標準とする。
- (4) 管理写真は、「デジタル写真管理情報基準」に基づき提出しなければならない。
- (5) 図面は、「CAD製図基準（案）」に基づいて作成しなければならない。

また、図面作成に運用にあたっては、「地方整備局（港湾空港関係）の事業における電子納品等運用ガイドライン【資料編】」を参考とする。

(6) 特記仕様書及び発注図面の電子データは、発注者が提供する。

(7) 業務完成図書の提出先は、下記のとおりとする。

沖縄総合事務局 那覇港湾・空港整備事務所 第一工事課
〒901-2123 浦添市西洲1-1

9. 検 査

(1) 本特記仕様書のとおり実施されたことの確認をもって検査とする。

10. その他

(1) 測定値が監視基準値を超えた場合は、速やかに監督職員に報告するとともに、その原因を究明しなければならない。

(2) 本業務において GNSS を使用する場合は、当該契約業務等の実施区域において行った精度の確認結果を添えて使用申請を監督職員に提出し、承諾を得なければならない。

(3) 実施にあたっては、通行船舶の航行安全に十分留意しなければならない。

(4) 環境監視対象工事の現場施工実績に伴い業務の内容に変更が生じた場合は、履行期間の末日までに変更契約を行うものとする。

(5) 当局の都合により業務内容を変更した場合は、履行期間の末日までに変更契約を行うものとする。

(6) 本特記仕様書に記載なき事項及び本業務の遂行上疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。

(7) 発注者支援業務を行う管理技術者等の配置

1) 本業務は、別件：発注者支援業務において、監督職員の他に監督職員の補助業務を行う管理技術者等を配置する。

2) 本業務を担当する管理技術者等の氏名は、後日通知する。

3) 管理技術者等が監督職員に代わり現場で立会等の臨場をする場合には、その業務に協力しなければならない。また、関係書類の提出に関し、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。ただし、管理技術者等は業務契約書第9条に規定する監督職員ではなく、指示、承諾、協議及び確認の適否等を行う権限は有しないものである。

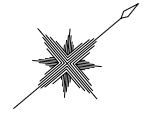
(8) 受注者の責務

本業務の履行に当たっては、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）第9条第1項に基づく「内閣府本府における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領※」（平成27年11月2日内閣府訓令第39号）第3条に規定する合理的配慮について留意すること。<http://www.cao.go.jp/others/jinji/shougai/suishin/yoryou.txt>

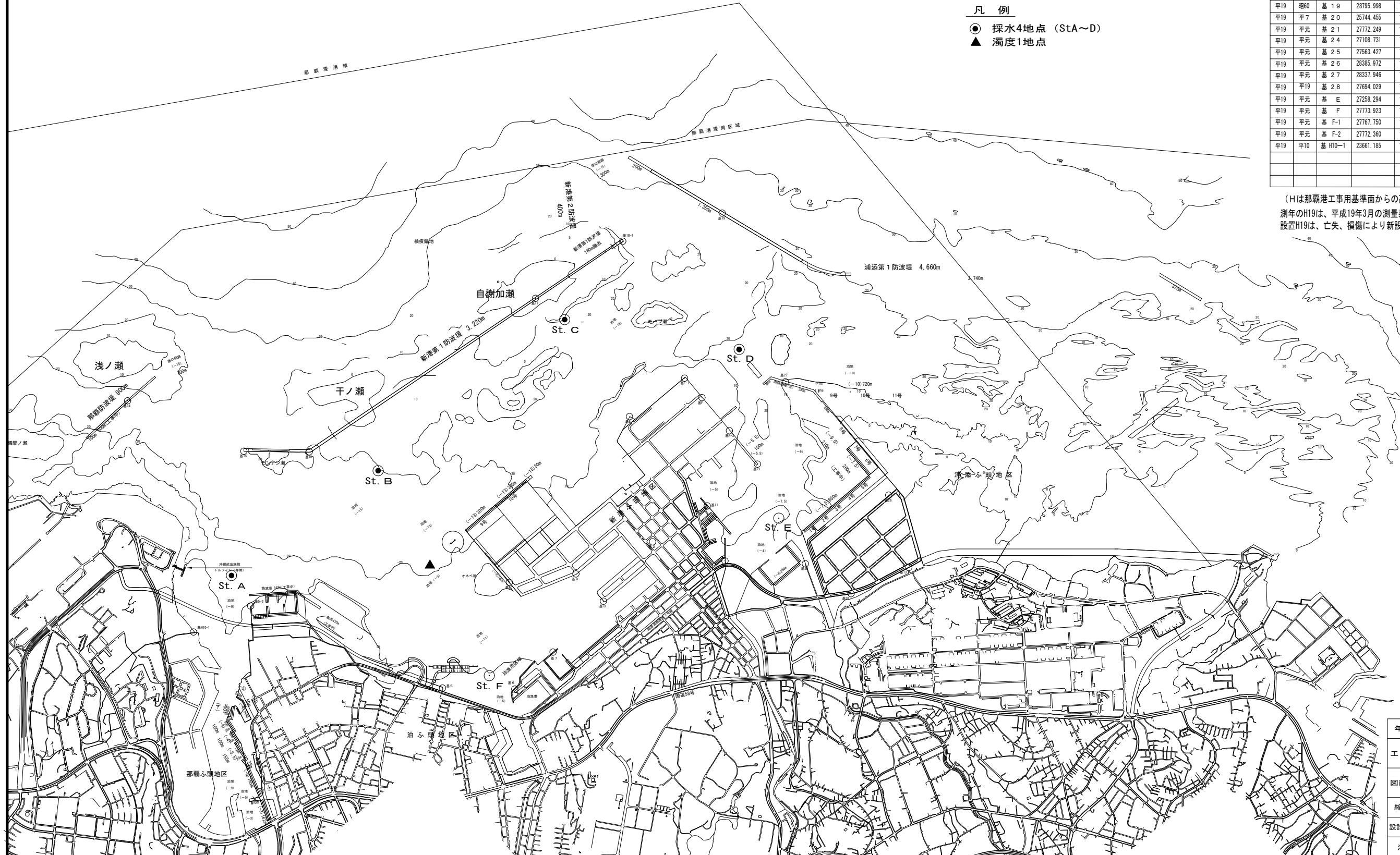
(9) 実施条件

本業務を実施するにあたって、【別紙】「個人情報取扱特記事項」に基づき、業務上知り得た情報の開示、漏洩、又は本業務以外の用途に使用しないこと。また、そのために必要な措置を講じること。

関係者等に対しメールによる連絡をする場合にあっては、他の受信者のメールアドレスが閲覧できないよう BCC 機能により送信するなど、個人情報等（他の受信者の個人情報以外の情報を含む。）の流出防止に万全を期すこと。



調査位置図 1:15,000



- 凡例**
- 採水4地点 (StA~D)
 - ▲ 濁度1地点

那覇港基準点一覧表						
測年	設置	点名	世界測地系			備考
			X	Y	H	
平19	昭60	基 2	26779.564	17675.673	41.373	那覇港海合同庁舎屋上
平19	平19	基 5	24836.181	17493.581	4.538	
平19	平8	基 5-3	24119.990	16081.886	3.437	
平19	昭60	基 6	25253.455	17860.798	5.304	
平19	昭60	基 7	25658.666	17831.926	5.431	
平19	昭60	基 8	26201.983	17781.511	3.711	
平19	平19	基 9	26160.936	17487.062	3.796	
平19	平19	基 11	27274.131	17728.450	4.966	
平19	平19	基 13	28146.767	19077.743	3.976	
平19	平元	基 14	24406.458	14281.580	8.116	
平19	平元	基 15	24838.458	15144.841	7.483	
平19	平元	基 16-1	25895.451	15538.775	6.232	
平19	平元	基 17	27289.273	15681.232	5.581	
平19	平元	基 18-1	28077.914	15774.929	7.423	
平19	昭60	基 19	28795.998	16097.815	8.407	
平19	平7	基 20	25744.455	17211.153	3.905	
平19	平元	基 21	27772.249	17736.546	4.661	
平19	平元	基 24	27108.731	18141.157	4.503	
平19	平元	基 25	27563.427	18551.572	3.865	
平19	平元	基 26	28385.972	18559.290	4.916	
平19	平元	基 27	28337.946	17391.550	7.558	
平19	平19	基 28	27694.029	18955.754	4.357	
平19	平元	基 E	27258.294	16831.129	5.574	
平19	平元	基 F	27773.923	17075.668	5.328	
平19	平元	基 F-1	27767.750	16877.316	6.597	
平19	平元	基 F-2	27772.360	17403.152	5.280	
平19	平10	基 H10-1	23661.185	15955.990	4.566	

(Hは那覇港工用基準面からの高さである。)
 測年のH19は、平成19年3月の測量業務結果に基づいた値。
 設置H19は、亡失、損傷により新設した基準点値である。

潮位 (単位: m)

球分体	+4.114
既往最高潮位	+2.721
期望平均満潮位	+2.21 ※
平均潮位	+1.27 ※
期望平均干潮位	+0.12 ※
工用基準面	±0.000
既往最低潮位	-0.389
検潮所基準面	-1.339

※ 統計期間=1998~2002
 (気象庁那覇検潮所)

年度	平成29年度	図面番号	1-1
工事名	那覇港水質監視調査業務		
図面名称	調査位置図		
縮尺	1:15,000	単位	m
設計年月日	平成29年4月	組数	全1枚
沖縄総合事務局 那覇港湾・空港整備事務所			

個人情報取扱特記事項

(個人情報保護の基本原則)

- 1 受注者は、個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人を識別できるものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約に基づく業務を実施するに当たり、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

- 2 受注者は、この契約に基づく業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は契約の目的以外の目的に使用してはならない。
この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(業務従事者への周知)

- 3 受注者は、この契約による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においてもこの契約に基づく業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は契約の目的以外の目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護の徹底について周知しなければならない。

(適正な安全管理)

- 4 受注者は、この契約に基づく業務に係る個人情報の漏えい、滅失、改ざん、又は損傷の防止その他の個人情報の適切な安全管理のために必要な措置を講じなければならない。

(再委託の制限等)

- 5 受注者は、発注者が承認した場合を除き、個人情報の取扱い業務を再委託してはならない。また、再委託する場合にあつては、受注者は、再委託先への必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(収集の制限)

- 6 受注者は、この契約に基づく業務に係る個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(利用及び提供の制限)

- 7 受注者は、発注者の指示又は承諾がある場合を除き、この契約に基づく業務に関して知り得た個人情報を当該契約の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

- 8 受注者は、発注者の指示又は承諾がある場合を除き、この契約に基づく業務に関して知り得た個人情報を複写し、又は複製してはならない。

(安全管理の確認)

9 発注者は、受注者が取り扱う個人情報の安全管理措置が適切に行われていることを適宜確認することとする。また、発注者は必要と認めるとき、受注者に対し個人情報の取り扱い状況について報告を求め、又は受注者が個人情報を取り扱う場所で、当該取扱状況を検査することができる。

(廃棄等)

10 受注者は、この契約に基づく業務に関して知り得た個人情報について、保有する必要がなくなったときは、確実かつ速やかに発注者への返却、廃棄又は消去（以下「廃棄等」という。）しなければならない。なお、受注者がこの契約に基づく業務に関して知り得た個人情報の廃棄等を行った場合には、発注者に対して、速やかにその旨を書面で報告するものとする。

(事故発生時における報告)

11 受注者は、この契約に基づく個人情報に関する事項に違反する事態が生じ、又はおそれがある場合は、直ちに発注者へ報告し、発注者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(違反した場合の措置)

12 発注者は、受注者が記載事項に違反した場合は、契約を解除することができるとともに必要な措置を求めることができる。

平成21年 6月 9日
改正 平成21年 9月10日
平成23年 4月20日
最終改正 平成24年12月25日

内閣府沖縄総合事務局開発建設部管理課契約管理官

オープンカウンター方式試行要領

(定義)

第1条 オープンカウンター方式とは、少額随意契約等において、見積書を徴する相手方を指定することなく、一般競争の手續を簡略化して、見積合せを行い、契約の相手方を決定する方式をいう。

(対象)

第2条 本要領は、予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第99条第2号から第7号までの規定に該当するものを対象とする。

ただし、庁舎の修繕等緊急の必要によりオープンカウンター方式に付することができない場合、一般競争、指名競争及びインターネット公有財産売却に付すべきものと判断する場合、又はその他オープンカウンター方式に付することが適切ではないと判断する場合を除く。また、平成18年8月25日付け財計第2017号を準用して、同号一（2）①の「競争性のない随意契約によらざるを得ない場合」及び同号一（2）の但書の「①の例示に該当しないものであってその他これに準ずるものと認められるもの」を除く。

<参考> 予算決算及び会計令（昭和二十二年四月三十日勅令第百六十五号）抜粋

第九十九条 会計法第二十九条の第三五項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

一（略）

二 予定価格が二百五十万円を超えない工事又は製造をさせるとき。

三 予定価格が百六十万円を超えない財産を買い入れるとき。

四 予定賃借料の年額又は総額が八十万円を超えない物件を借り入れるとき。

五 予定価格が五十万円を超えない財産を売り払うとき。

六 予定賃貸料の年額又は総額が三十万円を超えない物件を貸し付けるとき。

七 工事又は製造の請負、財産の売買及び物件の貸借以外の契約でその予定価格が百万円を超えないものをするとき。

（以下略）

(参加資格)

第3条 本要領の見積合せに参加できる者は、次の各号すべてに該当する者とする。

一 予決令第70条及び第71条の規定を準用して、これに該当しない者

二 九州・沖縄地域において、「国土交通省所管の契約に係る競争参加資格審査事務取扱要領（平成13年1月6日付け国官会第22号）」に基づく一般競争参加資格の認定を受けている者、又は、履行実績等により履行能力に問題ないと認められた者

三 見積書の提出期限の日から契約締結又は請書受領等の日までにおいて、指

名停止を受けていない者、及び、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請があり指名を行わないこととした者に該当しない者

四 内閣府沖縄総合事務局管内において、本店、支店又は営業所を有する者

五 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと

六 予決令第99条第5号の規定に該当するもので、物品管理法が適用される場合は、物品管理法第18条の規定に該当しない者、国有財産法が適用される場合は、国有財産法第16条の規定に該当しない者、並びに、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請がある者に該当しない者

(手続)

第4条 毎週火曜日（当日が閉庁日の場合は次の開庁日）の13時30分から翌週火曜日（当日が閉庁日の場合は次の開庁日）の13時30分まで、カウンターで仕様書等を提示すること。

なお、当分の間、希望があれば仕様書等をFAXすることができる。

2 見積書は、前項の翌週火曜日（当日が閉庁日の場合は次の開庁日）の13時30分までに、担当者に見積書を提出すること。

見積書の提出は、直接持ち込み、郵送又はFAX※とする。なお、FAXの場合は、契約の相手方とならなかった場合でも、後日必ず見積書の正を提出する。

なお、見積合せが困難な程度に見積書が多数提出された場合は、同一の者が提出できる見積書の件数を制限することができる。

※ FAXによる見積書提出の場合、必ず担当者にFAXした旨電話連絡する。電話連絡がない場合、その見積書は無効とする場合があるので注意すること。

3 見積合せは、見積書を提出した者の立会を省略する。なお、同価格の見積者が2名以上あるときは、当該契約事務に関係のない職員にくじを引かせ決定する。

<予決令第81条の規定は準用せず。沖縄総合事務局開発建設部随意契約見積心得（昭和54年4月1日開管理第469号。以下「心得」という。）第4条参照>

4 見積合せの結果は、契約の相手方となるべき者のみに通知し、他の見積書を提出した者への通知は省略する。

5 予決令第99条第3号の規定に該当するものは、見積合せ後に内訳書を提出しなければならない。

6 オープンカウンター方式に付しても見積書の提出がなかった場合等は、予決令第99条の2及び第99条の3の規定を準用して、見積を行う。

<心得第5条参照>

(見積書の無効)

第5条 次の各号の一に該当する見積は無効とする。

- 一 見積に参加する資格を有しない者のした見積
- 二 委任状を持参しない代理人のした見積
- 三 記名押印を欠く見積
- 四 金額を訂正した見積

- 五 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である見積
- 六 明らかに連合によると認められる見積
- 七 同一事項の見積について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理人をした者の見積
- 八 その他見積に関する条件に違反した見積

<心得第3条参照>

(結果の閲覧等)

第6条 入札調書類の作成は省略し、また、入札調書類の閲覧も省略する。

2 見積合せの結果は、担当者に希望すれば見積書等の関係書類の閲覧をすることができる。ただし、印影等の保護のため、デジタルカメラの撮影等を認めない。

3 見積書等の関係書類を提出した者は、前項の閲覧に同意したものとみなす。

(その他)

第7条 その他の手続については、一般競争の手続を簡略化して準用するものとする。